

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会

設立総会・第 1 回総会



日時：令和 5 年 7 月 2 6 日（水）午後 1 時 3 0 分

場所：ガーデンベルズ小林



設立総会 次第

1 開 会

2 設立発起人紹介

3 設立発起人代表あいさつ 小林市長 宮原 義久

4 報告事項

- ・報告事項 1 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
小林市準備委員会設立趣意書について・・・・・・・・・・ P 2
- ・報告事項 2 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の
概要、小林市開催予定競技及び開催予定施設について・・ P 3
- ・説明事項 3 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
の開催に向けたスケジュールについて・・・・・・・・・・ P 6

5 仮議長選出

6 審議事項

- ・議案第 1 号 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
小林市準備委員会会則(案) について・・・・・・・・・・ P 7
- ・議案第 2 号 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
小林市準備委員会委員・役員等(案)について・・・・・・・・ P 1 2

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
小林市準備委員会設立発起人会

発起人名簿

(順不同・敬称略)

所 属	役職	氏 名
小林市	市長	みやばら よしひさ 宮原 義久
小林市議会	議長	よしふじ ようこ 吉藤 洋子
小林市スポーツ協会	会長	やました こういち 山下 康一
小林商工会議所	会頭	さいしょ あつろう 税所 篤朗
小林市区長会	会長	はし の くち こういち 橋ノ口 孝一
小林市社会福祉協議会	会長	よしまる まさし 吉丸 政志
小林市教育委員会	教育長	なかやしき ふみお 中屋敷 史生

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 小林市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催される国内最大の国民スポーツの祭典です。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

本市は、高校の競技力が全国レベルにある強みを生かし、小中高連携による競技力向上の取り組みや各種大会の開催、合宿の誘致を積極的に行い「スポーツのまち小林」を広くPRする施策を展開しております。

このような中で、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会が、宮崎県、そして本市において開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに大きく寄与するとともに、本市が推進する「健幸のまちづくり」の実現に向けて大きな期待が持たれるものです。

また、大会の開催は、本市の多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会であり、総合計画の基本構想に掲げる将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ小林市」の実現に向けて極めて有意義なものと期待されます。

このような意義ある大会を成功に導くため、市民・関係団体・企業・行政の協働によるオール小林での「第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会」を設立するものであります。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 小林市準備委員会設立発起人

小林市長	宮原 義久
小林市議会議長	吉藤 洋子
小林市スポーツ協会会長	山下 康一
小林商工会議所会頭	税所 篤朗
小林市区長会会長	橋ノ口 孝一
小林市社会福祉協議会会長	吉丸 政志
小林市教育委員会教育長	中屋敷 史生

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及しスポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催されている国内最大の国民スポーツ祭典です。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催されている障がい者スポーツの全国的な祭典です。

※国民体育大会は、令和 6 年に佐賀県で開催される第 78 回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となります。

2 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年 令和 9 年（2027 年）

大会名称 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

愛称 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

スローガン つむ 紡ぐ感動 神話となれ

マスコット みやざき犬



つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ



3 主 催

国民スポーツ大会

大 会 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会 日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

全国障害者スポーツ大会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

国民スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：9月中旬～10月中旬 開催期間：11日間以内

全国障害者スポーツ大会（開催基準要綱）

開催時期：原則として国スポの直後 開催期間：3日間

※会期については開催3年前（令和6年）に決定予定

5 実施予定競技（宮崎県）

＜国民スポーツ大会＞

正式競技（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

デモンストレーションスポーツ

県内に居住している者を対象として実施する競技（※大会ごとに種目を決定）

例：ラジオ体操、少林寺拳法、ウォーキング、サーフィン等

＜全国障害者スポーツ大会＞

正式競技（１４競技）

個人競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ

団体競技

バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットソフトボール、バレーボール、サッカー

※令和４年４月よりフットベースボールはフットソフトボールに名称変更

オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技

（※大会ごとに種目を決定）

例 スポーツウエルネス吹矢、卓球バレー、ブラインドテニス、車いすダンスなど６競技（※茨城大会）

６ 実施予定競技（小林市）

（１）実施予定競技

【小林市実施競技】



バレーボール

（６人制）

【少年女子】



体操

（トランポリン）

【全種別】



ウエイト

リフティング

【全種別】



カヌー

（スプリント）

【全種別】



バレーボール

（精神障がい）

（２）開催場所

健幸まちづくり拠点施設（仮称）	バレーボール（６人制）【少年女子】 体操（トランポリン）【全種別】 バレーボール【精神】
小林市文化会館	ウエイトリフティング【全種別】
（仮称）小野湖特設カヌー競技場	カヌー（スプリント）【全種別】

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
の開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	小林市準備組織	小林市
平成 27 年度 (2015 年) 【12 年前】	開催要望書提出 (県) ↓ 開催内々定		
平成 30 年度 (2018 年) 【9 年前】	会場 地 市 町 村 選 定		
令和元年度 (2019 年) 【8 年前】			
令和 2 年度 (2020 年) 【7 年前】			
令和 3 年度 (2021 年) 【6 年前】	中央競技 団体正規 視察		
令和 4 年度 (2022 年) 【5 年前】	開催内定	設立発起人会	
令和 5 年度 (2023 年) 【4 年前】	会場地総合視察 (日スポ協・文科省) ↓ 開催決定	準備委員会設立・第 1 回総会 (準備委員会事務局)	
		常任委員会開催	
		専門委員会開催	
令和 6 年度 (2024 年) 【3 年前】		総会・各委員会 随時開催	
		実行委員会発足 (実行委員会事務局)	
令和 7 年度 (2025 年) 【2 年前】		総会・各委員会 随時開催	実施本部設置
令和 8 年度 (2026 年) 【1 年前】	国スポリハーサル大会開催・中央競技団体第 2 次視察		
令和 9 年度 (2027 年) 【開催年】	デモンストラシヨンスポーツ大会開催 (ソフトバレーボール) ↓ 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会開催 ↓ 実行委員会解散		

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、小林市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （１） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （２） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （３） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （４） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （５） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （６） その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （１） 小林市を代表する者
- （２） 小林市議会を代表する者
- （３） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （４） その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、小林市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会の委員は、市議会、競技団体、経済団体等をもって構成する。

- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会長をもって充てる。

- 4 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、小林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年 月 日から施行する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ
大会小林市準備委員会委員・役員(案)

議案第2号

【会長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	市長	宮原 義久

【副会長】 4名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	議長	吉藤 洋子
スポーツ関係	小林市スポーツ協会	会長	山下 康一
市関係	小林市	副市長	鶴水 義広
	小林市教育委員会	教育長	中屋敷 史生

【常任委員】 28名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	副議長	鎌田 豊数
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長	中馬 義郎
	宮崎県ウエイトリフティング協会	会長	福島 博明
	宮崎県体操協会	会長	海老原 郷土
	宮崎県カヌー協会	会長	中馬 光久
スポーツ関係	小林市スポーツ推進委員協議会	会長	山之内 茂文
学校関係	小林市小学校長会	会長	吉井 秀一
	小林市中学校長会	会長	谷口 千尋
	宮崎県立学校長協会西諸県地区	理事(飯野高校)	光神 省三
産業・経済関係	小林商工会議所	会頭	税所 篤朗
	こばやし農業協同組合	常務理事	瀬崎 博志
通信・運輸関係	宮崎交通株式会社小林営業所	所長	立岡 久美夫
宿泊・観光関係	小林市旅館・ホテル組合	組合長	湯田 近三
	小林まちづくり株式会社	統括部長	木村 洋文
医療・福祉関係	一般社団法人西諸医師会	会長	内村 大介
	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志
	小林市障害者福祉連絡協議会	会長	吉田 耕二
社会団体関係	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一
県関係	小林警察署	署長	甲斐 義勝
警備・消防関係	西諸広域行政事務組合消防本部	消防長	鬼川 雄治
市関係	小林市総務部	部長	山口 恭史
	小林市総合政策部	部長	山下 雄三
	小林市経済建設部	部長	高野 憲一
	小林市市民生活部	部長	鷗野 裕一
	小林市健康福祉部	部長	安楽 究
	小林市教育部	部長	日高 智子
	小林市須木総合支所	所長	富永 新光
	小林市野尻総合支所	所長	大山 公弘

【監事】 2名

区 分	機関・団体名	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	会計管理者	牧田 純子
	小林市	監査委員事務局長	谷山 宏志

【委員】36名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国・県関係	陸上自衛隊えびの駐屯地	司令	大江 良治
	宮崎県小林保健所	所長	坂元 昭裕
	小林土木事務所	所長	行田 明生
	西諸県農林振興局	局長	戸高 久吉
スポーツ関係	小林地区バレーボール協会	会長	相星 正人
	小林体操協会	副会長	柿木 真也
	小林市小学校体育連盟	会長	児玉 善彦
	西諸地区中学校体育連盟	副会長	肝付 正籍
	小林市スポーツ少年団	本部長	山川 和彦
産業・経済関係	小林地区建設業協会	会長	河野 与一
	野尻町商工会	会長	淵上 鉄一
	すき商工会	会長	平川 春義
	一般社団法人 小林青年会議所	理事長	吉行 輝真
医療・福祉関係	小林市友愛クラブ連合会	保健体育部長	加藤 宣夫
	小林市あかつき福祉協会	会長	早田 孝信
	西諸地域精神保健福祉協議会	会長	出井 知博
	小林市知的障害者育成会	代表	小田 恭子
	小林市歯科医師団	団長	小城 研二
	一般社団法人にしもろ薬剤師会	会長	平嶺 秀一
警備・消防関係	小林市消防団	団長	芝原 靖彦
	小林地区交通安全協会	会長	溝口 誠二
	小林地区防犯協会	事務局長	小原 一水
通信・運輸関係	日本郵便株式会社小林郵便局	局長	岡本 光史
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	支店長	横奥 宏明
	宮崎県タクシー協会小林支部	支部長	後口 昌賢
	グリーンシティこばやし株式会社	代表取締役	前田 喜輝
	九州電力株式会社都城営業所	所長	横山 隆
学校関係	小林西高等学校	校長	竹元 和寛
	小林看護医療専門学校	副校長	深見 信子
	宮崎県立小林高等学校	校長	永倉 英了
	宮崎県立小林秀峰高等学校	校長	黒木 篤
	宮崎県立小林こすもす支援学校	校長	菅 竜朗
社会団体	小林市地域婦人連絡協議会	会長	上原 裕子
	小林市文化連盟	会長	園村 正晴
	小林市PTA協議会	会長	斎藤 禎
	小林市青少年育成市民会議	事務局長	久保田 恭史

【顧問】12名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国会議員	衆議院	議員	古川 禎久
	参議院	議員	長峯 誠
	参議院	議員	松下 新平
県議会議員	宮崎県議会	議員	丸山 裕次郎
	宮崎県議会	議員	下沖 篤史

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会議員	小林市議会総務文教委員会	委員長	押領司 剛
	小林市議会市民厚生委員会	委員長	有木 将吾
	小林市議会経済産業委員会	委員長	舞田 重治
教委関係	小林市教育委員会	教育長職務代理者	大部 蘭 智子
	小林市教育委員会	教育委員	廣崎 真美
	小林市教育委員会	教育委員	槇 光子
	小林市教育委員会	教育委員	園田 貞哉

【参与】8名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
報道関係	宮崎日日新聞社小林支局		成田 和実
	南日本新聞社都城支局	支局長	深野 修司
	読売新聞宮崎支局都城通信部	記者	木村 歩
	毎日新聞社宮崎支局	記者	下 蘭 和仁
	時事通信社宮崎支局		平野 文彩
	NHK宮崎放送局		福島 雅博
	MRT報道部		丸山 敦子
	テレビ宮崎	カメラマン	川越 勇輝

第 1 回 総 会

第 1 回 総 会

次 第

1 開 会

2 議 事

○議案第 1 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市開催基本方針
(案) P 1 5

○議案第 2 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
令和 5 年度事業計画(案) P 1 6

○議案第 3 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
令和 5 年度収支予算(案) P 1 7

○議案第 4 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
総会から常任委員会への委任事項(案) P 1 8

3 閉 会

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市開催基本方針（案）

1 基本方針

本市は、高校の競技力が全国レベルにある強みを生かし、小中高連携による競技力向上の取組や各種大会の開催、合宿の誘致を積極的に行い「スポーツまち小林」を広く P R する施策を進めております。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下、「両大会」という。）の開催により、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに大きく寄与するとともに、本市が目指す「健幸のまちづくり」に貢献します。

また、両大会は、本市の多彩な魅力を発信する絶好の機会であり、本市の都市像である「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ小林市」の実現に向けて、市民・関係団体・企業・行政などが相互に連携を深め、小林の総力を結集する大会を目指します。

2 実施目標

(1) 地域スポーツの活性化と健幸のまちづくり実現に向けた大会

大会開催を契機とし、地域における健康増進や生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみをもち、「健幸のまちづくり」を具現化できる大会を目指します。

(2) オール小林でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(3) スポーツのまちとして更なる飛躍につなげる大会

大会を契機として、全国・九州規模の大会や、プロ・実業団・大学といったトップアスリートの合宿誘致を推進するとともに、市民のスポーツや生きがいづくりに対する意欲や関心を高め、「スポーツのまち」として更なる飛躍につなげる大会を目指します。

(4) 小林市の魅力を発信する大会

本市は、雄大な霧島連山や清らかな湧水などに恵まれた自然環境、日本一の宮崎牛をはじめとする農畜産物、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれたまちであり、このような多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会

令和5年度事業計画(案)

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会の令和5年度事業計画は、次のとおりとする。

月	会議等	事 務							
7月	●準備委員会設立総会	県各 種 調 査	県 準 備 委 員 会 と の 連 絡 調 整	各 種 基 本 計 画 策 定 成 及 び 要 項 作 成	専 門 委 員 会 設 置 要 項 作 成	競 技 団 体 と の 連 絡 調 整	先 催 地 準 備 状 況 の 情 報 収 集		
8月									
9月									
10月	●鹿児島特別国体の視察								
11月	●常任委員会の開催								
12月									
1月									
2月	●佐賀国スポリハーサル大会視察 ●常任委員会の開催								
3月									

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会

令和5年度収支予算（案）

○収入の部

(単位：千円)

科 目	予算額	備 考
1 負担金	905	小林市負担金
2 諸収入	1	預金利息
合 計	906	

○支出の部

(単位：千円)

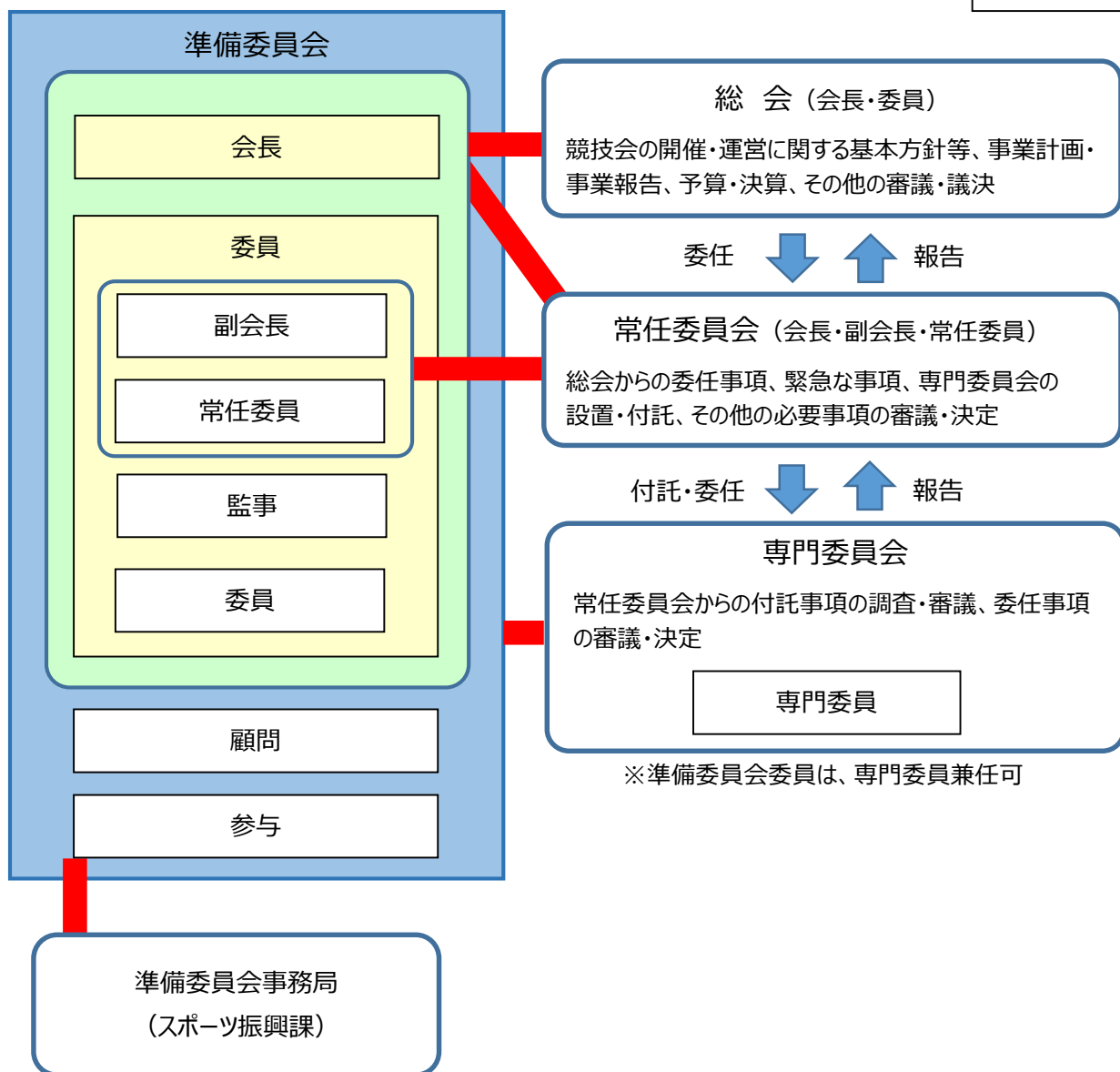
科 目	予算額	備 考
1 総務費	412	
(1) 会議費	212	会場費等
(2) 事務局費	200	消耗品費、通信運搬費、手数料等
2 開催推進費	494	
(1) 調査研究費	356	先催地調査費
(2) 広報啓発費	138	PR用のぼり旗等
合 計	906	

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること



【専門委員会（案）】

- 総務企画
(広報計画、市民運動推進、歓迎・接伴 等)
- 競技式典
(競技運営計画、競技施設整備計画 等)
- 宿泊衛生
(宿泊計画、配宿、医療救護、食品衛生、環境衛生 等)
- 輸送交通
(輸送計画、交通、警備、消防防災 等)